

懇話会の進め方について

1 懇話会の進め方

本懇話会では、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」でまとめられた施策の展開をもとに、障害の有無にかかわらず、誰もがともに文化芸術活動を楽しめる拠点や支援する人が集える拠点となる機能を有する「場」の構築、拠点のあり方について、具体的なご意見、ご議論をいただき検討するものです。

本懇話会でのご意見等は、報告書として取りまとめ、本県の障害者による文化芸術活動の推進に関連する施策の検討に反映するものとします。

2 懇話会での検討事項

- (1) 社会包摂の機能を有する「場」としての取組について
 - ① 誰にも開かれた文化芸術活動の「場」とは何か
(劇場法指針では『新しい広場』と規定)
 - ② 求められる機能は何か
 - ③ 「場」として機能させるために、県が検討すべき課題は何か
- (2) 「場」づくりの取組を進める事例について
- (3) 「場」として機能するために必要なことについて (県が取り組むべきこと)
 - ① 県が担う「拠点」機能について
 - ② 県の文化施設に求められる役割について
 - ③ 拠点となる機能を有する「場」の実現に向けて
- (4) 議論の総括
 - ① 検討報告書(案)にかかる意見

3 今後の予定(案)

おおむね、次の通り会議を開催する。

	検 討 内 容
8月5日	【第1回】 社会包摂の機能を有する「場」として取組について
9月上旬	【第2回】 「場」づくりの取組を進める事例について
10月上旬	【第3回】 「場」として機能するために必要なことについて
12月上旬	【第4回】 議論の総括